

処分基準整理票

処分名	男女共同参画センター多目的室の使用許可の取消し	
根拠法令名	大津市男女共同参画センター条例 (平成17年条例第93号)	(条項) 第4条第5項
基準法令名	大津市男女共同参画センター条例	(条項) 第4条第4項及び第5項
	大津市暴力団排除条例(平成23年条例第49号)	第8条
所管部署	政策調整部 男女共同参画センター	

- 【処分基準】
- ・文書の名称【】
 - ・掲載図書等【】
 - ・内容 全部記載 一部・項目のみ記載

大津市男女共同参画センター条例第4条第5項各号又は大津市暴力団排除条例第8条に規定する暴力団を利すると認めるときに該当することを基準とする。

なお、同項第3号に規定する「前項各号のいずれか」のうち、同条第4項第3号に規定する「その他センターの管理上支障があると認められるとき」とは、次の事項に該当する場合をいう。

(1) 下記の遵守事項を守らないおそれがある場合

- ①許可を受けた目的以外に使用しないこと。
- ②使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
- ③施設又は設備に変更を加え、又は特別な設備を設けないこと（あらかじめ許可を受けた場合を除く。）。
- ④許可を受けていない施設又は設備を使用しないこと。
- ⑤物品を提示し、飲食物を提供し、又は印刷物、ポスター等を配布し、もしくは提示しないこと。（あらかじめ許可を受けた場合を除く。）
- ⑥物品の販売をしないこと（あらかじめ許可を受けた場合を除く。）。
- ⑦所定の場所以外で飲食しないこと。
- ⑧火気を使用し、又は喫煙しないこと。
- ⑨他の入場者に危険を与え、又は迷惑となる行動等をとらないこと。

(2) その他管理運営上支障があると所長が認める場合

参考

【根拠法令・基準法令】

大津市男女共同参画センター条例

第4条 1～3 略

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、多目的室の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 多目的室の施設又は設備を汚損し、又は破損するおそれがあるとき。
- (3) その他センターの管理上支障があると認められるとき。

5 市長は、多目的室の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 前項各号のいずれかに該当したとき。

大津市暴力団排除条例

(市の公の施設の使用における措置)

第8条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設の使用の許可の申請があった場合又は当該公の施設の使用の許可をした後において、当該使用が暴力団を利すると認めるときは、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める他の条例の規定による場合のほか、当該使用を許可せず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。この場合において、当該不許可又は許可の取消しの処分は、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める当該他の条例の規定に基づいてなされた処分とみなす。

※ 処分基準の内容すべてを記載することができないときは、当該処分基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。